

中小企業の設備投資に関する税制上の支援措置に関わる「生産性向上要件証明書」に関するQ&A

更新日：2025年4月1日

区分1	区分2	Q	A
対象製品	共通	「建物附属設備」の中で便器や温水洗浄便座、キッチン、洗面、浴室関連では対象製品はどこで確認できますか？	<p>【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/</p> <p>また、日本レストルーム工業会のHPにも各社毎に掲載しています。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ https://www.sanitary-net.com/news/news2004</p> <p>【キッチン、洗面化粧台、浴室について】 TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/</p>
対象製品	共通	建物附属設備として、TOTO製品では「日本レストルーム工業会のHP」や「TOTO COM-ET」に記載の対象製品リスト以外には対象とならないのですか？	対象となりません。
証明書	共通	建物附属設備の「仕様等証明書」はどこで発行してもらえますか？	<p>製品によって証明書の証明団体（工業会）が異なり、依頼方法に違いがあります。</p> <p>【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 日本レストルーム工業会で受け付けます。 専用の発行依頼書を準備していますので、日本レストルーム工業会のHPをご覧ください。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ https://www.sanitary-net.com/news/news2004</p> <p>【キッチン、洗面化粧台、浴室について】 TOTO製品は、TOTOで受け付けます。ご依頼方法はCOM-ETに掲載していますのでご覧ください。 https://www.com-et.com/jp/page/announce/chusho/</p>
証明書	共通	建物附属設備の「仕様等証明書」の発行には、どれくらいの期間を要しますか？	所定の発行依頼書にてご依頼を受け、書類等に不備がなければ、3週間程度を目処に発行される見込みです。
証明書	共通	「生産性向上要件証明書」の発行を急いでもらいたい場合はどうすればよいですか？	<p>原則として、ご依頼受付後3週間程度をいただいておりますが、どうしても急ぐ場合は、次のメールアドレスまでご用件や希望期限などをお知らせください。</p> <p>【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 ・一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口 E-mail：shoumei@sanitary-net.com</p> <p>【TOTOのキッチン、洗面化粧台、浴室について】 ・TOTO キッチン・バス中小企業税制証明書問合せ窓口 E-mail：kb-keiikyoka@jp.toto.com</p>
証明書	共通	建物附属設備の便器や温水洗浄便座の「生産性向上要件証明書」が発行されたら、減税が受けられると考えてよいですか？	「生産性向上要件証明書」は、あくまでも、対象製品かどうかを示すもので、減税が受けられることをお約束するものではありません。（メーカーや工業会ではその可否をお答えできません） また、同一の設備であっても用途によって資産区分が異なる可能性があります。各工業会は申請される設備の種類についての判断はできません。資産区分については、税理士または所轄の税務署にお問い合わせください。
証明書	共通	「生産性向上要件証明書」は、同じ型番のものが複数台ある場合、台数分必要になりますか？	同じ型番（品番）のものが複数台であっても、1枚の「生産性向上要件証明書」で証明できます。
証明書	共通	「生産性向上要件証明書」を紛失した場合など、再発行してもらえますか？	改めて発行依頼をいただくことになります。
証明書	共通	「生産性向上特別措置法」の廃止に伴い、2021年6月16日以降に対象製品に関する「生産性向上要件証明書」の書式が変更になったようですが、従前の書式のものを利用できないのですか？	既に発行済、または発行依頼中のもので、従前の様式で手元に届いた場合、その様式のままでご利用いただけます。 （2021年6月16日以降に発行依頼を受けたものは、新しい書式で発行しています）
証明書	共通	証明書のフォームが変わっているようですが、新・旧の証明書はどう取り扱えば良いのでしょうか？	2025年3月31日までに発行依頼いただいたものと、2025年4月1日以降で発行依頼いただいたものとは、証明書フォームが若干変わりますがいずれもそのままお使いいただけます。
証明書	共通	「先端設備等導入計画」認定による固定資産税の特例措置は、2023年3月31日をもって終了とされていますが、新たに2023年4月から創設された「先端設備等導入計画」の認定による税制支援措置については、証明書を発行してもらえないのですか？	2023年4月から創設された「先端設備等導入計画」の認定による税制支援措置については、従前の制度と非常によく似た名称ですが、証明書の発行をメーカーや工業会に依頼するようにはなっていないようです。詳しくは、中小企業庁におたずねください。
証明書	浴室	ユニットバスの場合、ドア勝手や架台違いで「生産性向上要件証明書」が別々に必要ですか？	同一の申請内において、同じシリーズ・同じサイズ・同じタイプの場合は、1枚の「生産性向上要件証明書」で証明できます。